

無利息型普通預金

1. 商品名	無利息型普通預金（決済用預金）
2. 預入対象	個人・法人・各種団体
3. 期間	定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時お預け入れいただけます。 既にお持ちの有利息の普通預金から口座番号を変更することなく切り替えができます。同様に、本商品から有利息の普通預金への切り替えもできます。 ※いずれの切り替え時にも、収入印紙(200 円)が必要となります。 1 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しいたします。
6. 利息	利息はつきません。 ※有利息型普通預金を無利息型普通預金に切り替えた場合、切り替え前の普通預金の利息については、切り替え前の普通預金の利息計算方法に従って計算し、切り替え時に精算します。
7. 手数料	・当組合のキャッシュカードで、提携金融機関の A T M を利用した場合（預入・払戻）に徴求された手数料は、翌月 20 日までに当該口座に返戻します。 ※グループカードは返戻対象外です。 ・長期間ご利用のない口座(毎年 10 月末日の「長期間ご利用のない口座判定日」とし、この日において 2 年以上ご利用のない口座)は、年間 440 円(税込)の口座管理手数料を口座から引落しさせていただきます。ただし、組合員の口座および当組合の定期預金または融資をご利用中の預金者の口座を除きます。 なお、預金口座残高が口座管理手数料未満の場合は、残高全額を口座管理手数料に充当のうえ、同口座を解約することができるものとします。 詳しくはホームページの預金規定をご覧ください。
8. 付加特約等	個人のものは総合口座取引の貸越に利用することができます。 総合口座として利用されている場合の貸越利息については、普通預金の利息決済日に徴求します。
9. 預金保険について	適用対象（全額が保護対象）
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください。 【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

	第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５ 詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください。
--	---